

令和５年度決算に基づく健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための４つの財政指標、「健全化判断比率」（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）を公表します。

また、公営企業に関する「資金不足比率」（資金の不足額の事業規模に対する比率）もあわせて公表します。

【令和５年度決算に基づく算定結果】

いずれの指標においても、財政再生基準および早期健全化基準を上回る指標はありませんでした。

●健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 4 . 0 6)	— (1 9 . 0 6)	1 0 . 9 (2 5 . 0)	4 4 . 7 (3 5 0 . 0)

（注）下段の（ ）は、早期健全化基準

※実質赤字額、連結実質赤字額がないため「—（該当なし）」で表示しています。

●資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	2 0 . 0 ％
定期船事業特別会計	—	2 0 . 0 ％
下水道事業特別会計	—	2 0 . 0 ％
国民宿舎運営事業特別会計	—	2 0 . 0 ％
土地区画整理事業特別会計	—	2 0 . 0 ％

※資金不足額がないため「—（該当なし）」で表示しています。

【参考】

健全化判断比率等について（解説）

実質赤字比率	一般会計等（一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模※に対する比率
連結実質赤字比率	全ての会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	一般会計等の実質的な公債費の標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く）に対する比率で、公営企業の公債費への一般会計等からの繰出金や一部事務組合の公債費への負担金等も算入される。
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く）に対する比率
資金不足比率	公営企業（水道等）の資金不足額の事業規模に対する比率

※標準財政規模・・・地方公共団体の標準的な状態で通常収入され则认为られる経常的一般財源の規模を示すもの（宿毛市の場合は令和5年度で69億5,995万2千円）

※早期健全化基準・・・早期健全化基準を上回ると歳入の確保、歳出の削減などを掲げた「財政健全化計画」を定め、財政の健全化を図る必要があります。